

令和 7 年 3 月 13 日

住まい確保支援の充実について

区は、平成31年に不動産団体や福祉団体を外部委員として構成する居住支援協議会を設置し、御意見をいただきながら、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する住まい確保支援事業などを実施している。

住まいに関する相談が増加する中、きめ細かく対応するため、同協議会の意見等を踏まえ、住まい確保支援を充実する。

1 事業内容

住まいサポーターの配置【新規】

生活困窮者の相談窓口である生活サポートセンターでは、昨年度は、令和元年度の247件から約2倍増の443件の住まいに関する相談を受け付けた。

生活サポートセンターに「住まいサポーター」を新たに配置し、不動産への同行や入居後の見守り支援などを実施する。

転宅費用助成の開始【新規】

国は、令和7年4月から住居確保給付金（ ）の支給内容を拡充し、申請者と同一の世帯に属する者の死亡または申請日の属する月において離職・休業等により生活保護基準相当に収入が減少した月から2年以内であり、現在より低廉な家賃の住宅等へ転居する方へ、引っ越し代や礼金などの転宅費用助成を開始する。

区は、国が設定した期間より前から生活保護基準相当の家計状況にあり、低廉な家賃の住宅等へ転宅する生活困窮世帯に対し、区独自に転居に要する費用を上限40万円まで助成する。

離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対し、原則3か月間、賃貸住宅の家賃相当額を支給する制度（平成27年4月開始）

家主への補助金の支給【新規】

近年、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居に対し、成約件数が減少している。

民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、空き室情報の提供等を行う住まい確保支援事業や不動産への同行などを行う住まいサポーターなどの支援を通じ、住まいにお困りの住宅確保要配慮者と賃貸契約を締結した家主に6万円の補助金を支給する。

保証料助成の充実【充実】

区は、保証人が見つからない高齢者世帯や障害者世帯、ひとり親家庭を対象に、当事者が、民間保証機関と賃料や残置家財の撤去費用等の保証契約を結び、同機関へ支払った保証料の2分の1（上限2万円）を助成している。

新たに、助成対象に社会的養護経験者などで生活に困窮する世帯を加えるとともに、助成率を4分の3（上限3万円）に引き上げる。

2 開始時期

令和7年4月

3 周知方法

区報（令和7年4月1日号）、区ホームページ、SNS、チラシ等で周知する。